

第2次所沢市図書館ビジョン（案）に対する

ご意見と市の考え方について

第2次所沢市図書館ビジョン（案）について、皆様からお寄せいただいたご意見の内容とご意見に対する市の考え方を公表します。

ご意見をいただきました皆様のご協力に厚く御礼申し上げます。

平成31年3月1日

所沢市教育委員会 教育総務部所沢図書館

電話：04-2995-6311

FAX：04-2992-1421

E-mail：b9956311@city.tokorozawa.lg.jp

1 募集概要

(1) 募集期間

平成30年12月1日（土）～平成30年12月20日（木）

(2) 受付方法

直接持参、郵送、FAX、電子メール、電子申請

2 募集結果

(1) 応募件数 3名、1団体

(2) 意見総数 9件

(3) 意見の内訳

第2章 所沢図書館の成果と課題	2件
第5章 実現に向けての【事業施策】	4件
第6章 ビジョンの推進に向けて	1件
資料編	1件
その他	1件

第2次所沢市図書館ビジョン(案)に対する「ご意見と市の考え方」

NO	項目	ご意見(要旨)	市の考え方
1	P.11 第2章 所沢図書館の成果と課題 1. 第1次ビジョン期間中の成果と課題 (1)所沢図書館の取り組み ウ 子どもたちの読書環境を大切にする図書館	市内小中学校の学校司書との懇談会については、今回の図書館ビジョンの課題に取り上げていただきたい。	現在も所管である学校教育課が主体となって実施している研修会等に講師等の派遣を行っており、市内小中学校の学校司書との情報交換等について実施しております。また、現在策定中の子どもの読書活動の推進に特化した「第3次子どもの読書活動推進計画」に記載予定のため、当ビジョンについてはこのままとします。
2	P.11 第2章 所沢図書館の成果と課題 1. 第1次ビジョン期間中の成果と課題 (1)所沢図書館の取り組み ウ 子どもたちの読書環境を大切にする図書館	読み聞かせボランティア講座、ストーリーテリング入門講座について、受講者の活躍の場がもっと広がるような工夫をお願いします。	P.50「5. 未来を支える (2)学校・地域等の連携による推進体制の整備 カ子どもの読書に読書に関わる人材の育成・支援」にボランティアへの支援を記載しており、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
3	P.38 第5章 2. 学びを支える (1)資料収集と蔵書構成の充実	蔵書・AV資料のより一層の充実をしてください。	P.38「2. 学びを支える (1)資料収集と蔵書構成の充実」に、資料収集に努め、整備を継続して進めることを記載しており、今後も資料の充実に努めます。
4	P.41 第5章 3. 読書を支える (1)読書活動の推進 ア 資料提供能力の向上	近隣市との相互利用ができるようにしてほしい。	現在、入間市・狭山市・飯能市・日高市(4/1以降)と相互利用を実施しておりますが、P.41「3. 読書を支える (1)読書活動の推進 ア資料提供の充実」に記載のある通り、近隣市との連携についても調査・検討いたします。
5	P.43 第5章 3. 読書を支える (3)図書館利用の促進 ウ 図書館利用の利便性の向上	本館そして新所沢分館以外の夜間開館営業時間の延長をしてください。	P.43「3. 読書を支える (3)図書館利用の促進 ウ 図書館利用の利便性の向上」に、利用機会の拡大について研究していくことを記載しております。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
6	P.49,50 第5章 5. 未来を支える (2)学校・地域等の連携による推進体制の整備 エ ボランティア・団体への支援	情報交換・交流促進を図り、協働して子どもの読書活動を推進する場をどんどん作っていただきたい。	ご意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。
7	P.53 第6章 1. 推進にむけた運営の施策 (4)安心して利用できる環境の構築	本館分館の建物・設備の更新やメンテナンスをしてほしい。	P.53「1. 推進にむけた運営の施策 (4)安心して利用できる環境の構築」に記載の通り、環境の整備に努めます。

NO	項目	ご意見(要旨)	市の考え方
8	資料編 P.25 社会状況の変化 2. 図書館をめぐる社会情勢の変化 (1)図書館に関わる法制等の動向 ▶学校司書法制化	平成28(2016)年6月「学校図書館法の一部を改正する法律」と「学校司書の配置」が明記されました」の間に言葉が抜けているように思います。 この法律の中で、「学校司書」は校長の指揮監督下に置かれるとは書かれていないと思うが、どの法律を引用されたのでしょうか。	法律名とその法律で改正された特記事項を記載したもので、このままとします。 また、学校司書は「もっぱら学校図書館の職務に従事する職員」と明記され、学校教育法では「その他必要な職員」に当たり、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」という規定があります。(学校教育法第37条4及び第49条)
9	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントをしていることを利用者にもっとわかるように広報してほしいと思います。 ・パブリックコメントの期間が短すぎると思います。もう少し期間を長くしてほしいと思います。 	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 なお、「所沢市パブリックコメント実施要綱」によれば、提出期間については「公表した日から原則として14日以上」となっており、本ビジョンのパブリックコメントについては20日間を設定しています。